

## 議案第37号

杉並区立西荻地域区民センター外2施設の指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立西荻地域区民センター外2施設の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公  
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

### 記

#### 1 公の施設の名称

- (1) 杉並区立西荻地域区民センター
- (2) 杉並区立勤労福社会館
- (3) 杉並区立西荻南区民集会所

#### 2 指定管理者の名称及び所在地

株式会社東急コミュニティー  
世田谷区用賀四丁目10番1号

#### 3 指定の期間

令和2年10月1日から令和8年3月31日まで

#### (提案理由)

杉並区立西荻地域区民センター外2施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、提出するものである。